大阪労働局

Press Release

大阪労働局発表 平成29年3月30日

担当	大阪労働局雇用環境・均等部 （代表）０６（６９４９）６４９４

平成29年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

新入学生がアルバイトを始める4月から夏休みの始めまで

大学等での出張相談を行います！

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター「たしかめたん」

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組を行ってきましたが、学生アルバイトの労働に関する問題が引き続き発生していることから、平成29年度においても大学生等を対象とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを、多くの新入学生がアルバイトを始める4月から７月末までをキャンペーン期間と定め、全国で展開します。

大阪労働局（局長　苧谷　秀信）においても、次の５つの重点事項を使用者及び学生アルバイトに呼びかけ、各種取組みを実施します。

【重点事項】

① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

１　実施期間

平成29年４月１日から７月31日まで

（特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期）

２　キャンペーンの概要

（１）大学等における出張相談の実施

（２）局及び監督署内の総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置（別紙参照）

（３）使用者や学生等への周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、事業主団体や大学等へ周知・啓発の依頼を行う

３　その他

大学生等に是非利用してほしい厚生労働省　労働法普及啓発媒体について

（１）労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を提供している労働条件ポータルサイト
「確かめよう　労働条件」　（http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/）

（２）夜間や休日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」

電話：０１２０－８１１－６１０（はい！ろうどう）　月～金：午後５時～午後１０時

土・日：午前１０時～午後５時

（３）スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けのｅ-ラーニング教材
「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let’s study labor law～」
（http:// laborlaw.mhlw.go.jp/）

別紙

総合労働相談コーナー所在地一覧

名称	所在地	電話番号
大阪労働局 総合労働相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階 大阪労働局雇用環境・均等部指導課内	0120－939－009 （大阪府外及び携帯電話・PHS等は不可） 06-7660－0072
【利用時間】（月・水・木・金）9:00～17:00　（火）9:00～18:00 （土・日・休祝日・年末年始休み）		

大阪労働局各労働基準監督署庁内の総合労働相談コーナー

名称	所在地	電話番号
大阪中央総合労働相談コーナー	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働基準監督署内	06-7654－1176
大阪南総合労働相談コーナー	大阪市西成区玉出中2-13-27 大阪南労働基準監督署内	06-7655－1115
天満総合労働相談コーナー	大阪市北区天満橋1-8-30　OAPタワー7階 天満労働基準監督署内	06-7658－4564
大阪西総合労働相談コーナー	大阪市西区北堀江1－2－19　アステリオ北堀江ビル9階 大阪西労働基準監督署内	06-7664－3840
西野田総合労働相談コーナー	大阪市此花区西九条5-3-63 西野田労働基準監督署内	06-7222－3013
淀川総合労働相談コーナー	大阪市淀川区西三国4-1-12 淀川労働基準監督署内	06-7668－0037
東大阪総合労働相談コーナー	東大阪市若江西新町1-6-5 東大阪労働基準監督署内	06-7655－6431
岸和田総合労働相談コーナー	岸和田市岸城町23-16 岸和田労働基準監督署内	072-449－8740
堺総合労働相談コーナー	堺市堺区南瓦町2-29　堺地方合同庁舎3階 堺労働基準監督署内	072-340－4038
羽曳野総合労働相談コーナー	羽曳野市誉田3-15-17 羽曳野労働基準監督署内	072-942－4520
北大阪総合労働相談コーナー	枚方市東田宮1-6-8 北大阪労働基準監督署内	072-391－2953
泉大津総合労働相談コーナー	泉大津市旭町22－45　テクスピア大阪6階 泉大津労働基準監督署内	0725-27-0898
茨木総合労働相談コーナー	茨木市上中条2－5－7 茨木労働基準監督署内	072-604－5491
【利用時間】9:00～17:00　（土・日・休祝日・年末年始休み） ※総合労働相談員が不在等により、他の相談コーナーの担当者が電話等で対応させていただく場合があります。		

～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！ 労働法クイズ～

○×クイズ

君は何問正解できるか？

アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてもしょうがないと思っています。　○か×か。
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。　○か×か。
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよね。　○か×か。
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。　○か×か。
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いんで「罰金」も払わなければいけないんですよね。　○か×か。
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよね。　○か×か。
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよね。　○か×か。
	⑧高校1年生（16歳）です。店長から「今日は忙しいから閉店時間（午後11時）まで働いて欲しい。」と言われました。お店が困っているんだから、働いていいですよね。　○か×か。
退職・解雇関係	⑨余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいでアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代わりがいないとお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞めるしかないですよね。　○か×か。
その他	⑩仕事中にけがをしてしまいました。 会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」　と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよね。　○か×か。

夜間・土日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ

0120-811-610（はい！ろうどう）

月～金：午後5時～午後10時　土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」

相談準備シート

相談日時：平成　　年　　月　　日　　時～

◆相談者	氏名　　（　　歳）
◆相談したい仕事について	勤め先の名称 場所 仕事の内容 給料など 働く時間
◆どんなことが起きたのか？ コツ ・一つの文には書く事柄を一つにしておく ・ここでは「事実」を書く。自分の感情や思い、希望ではない（主観と客観を分ける） ・事実をありのままに（自分に不利なことでも嘘は厳禁）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
◆問題を整理してみる	①　誰が困っているのか ②　①の人がどう困っているのか（例：お金に関すること、働く時間、セクハラ、等） ③　①の困り事に関係している他の人は誰か ④　①の人が今回一番困っているのはどの点か（２つあってもよい） ⑤　結局どうしたいのか（どうしてあげたいか）
◆持参できそうな資料 （相談する相手に理解してもらうために使えそうな情報） ※資料が無くても相談することは可能です	例）タイムカードのコピー、シフト表、給料明細、店長が話した音声・メモ、メール・SNSメッセージなど

おもて面（労働法クイズ）の答え

① ×	② ○	③ ×	④ ○	⑤ ×
⑥ ×	⑦ ○	⑧ ×	⑨ ×	⑩ ×

ネットで検索　確かめよう労働条件　検索　URL：http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

※クイズの解説も掲載しています。

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！

実施期間：平成29年４月～７月

重点事項

Point 1 アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

Point 2 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point 3 アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point 4 アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point 5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

夜間・土日の相談は

労働条件相談ほっとラインへ

はい！　ろうどう

0120-811-610

月～金：午後５時～午後10時
土・日：午前10時～午後５時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター　「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう　労働条件」

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかり明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。

① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、 残業の有無、休憩時間、休日・ 休暇、交替制勤務のローテーションなど）
⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第８条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は１分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。１回の減給金額は平均賃金の１日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

(H29. 3)

学生・生徒の皆さんへ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトのトラブル

こんな事で困っていませんか?

お店が忙しくて休憩がもらえません

学校のテストがある日もシフトを入れられてしまいます

開店の準備や片付けの時間の給料がもらえません

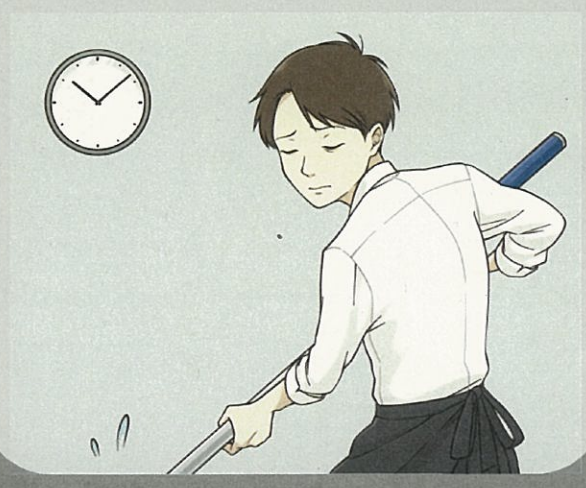

店長から食事に行こうとしつこく誘われます

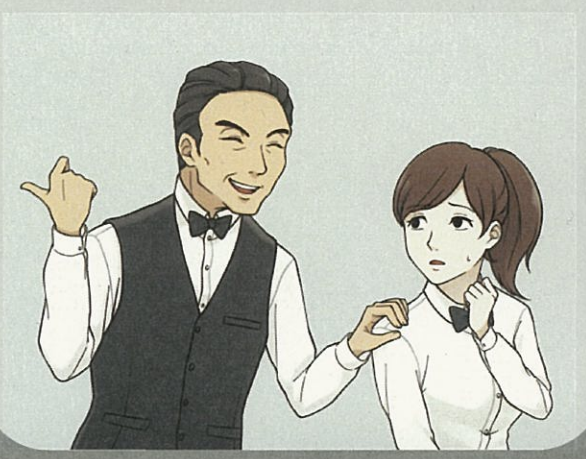

売れ残った商品を買い取れって言われます

代わりを見つけないとバイトを辞めさせてもらえません

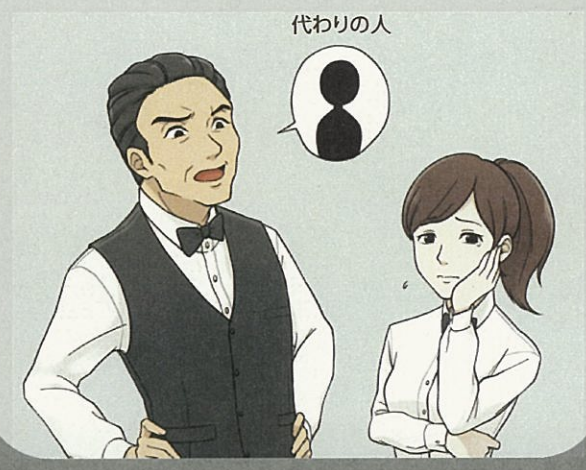

おかしい!! と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索　確かめよう労働条件　検索

URL：http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

電話で相談
労働条件相談ほっとライン

0120-811-610（はい！ろうどう）

月～金：午後5時～午後10時　土・日：午前10時～午後5時

学校担当者様

学生のためのアルバイトトラブル相談会を開催しませんか？

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター「たしかめたん」

厚生労働省では、学生アルバイトに係る「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを本年4月から7月末に実施しています。

新たにアルバイトを始める学生が多いこの時期を捉え、大阪労働局では出張相談のスタッフを派遣します。

・アルバイト等、労働に関する疑問について、大阪労働局から職員を派遣して、個別相談を実施します（費用無料）。
また、就職時に知っておきたい基本的な労働条件についてもアドバイスいたします。

【開催例】学生向けガイダンス開催時に専用相談ブースを設置、職員2名を派遣して、相談を行う。

・相談会とセットで労働法制セミナー（30分～90分程度）の開催も可能です。開催方法についてはご相談に応じます。

【問合せ先】 厚生労働省大阪労働局雇用環境・均等部　指導課
TEL：06-6949-6494　FAX:06-6946-6465

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
大阪労働局

アルバイトトラブル相談会申込書

平成　　年　　月　　日

大阪労働局 雇用環境・均等部
指導課　あて

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号（　　）　　－

アルバイトトラブル相談会（職員の派遣）を利用したいので申し込みます。

【希望開催日時・内容等】

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お申し込みは、下記あて先に、郵送またはFAXにより、直接お申込みください。

〒540－8527
大阪市中央区大手前4－1－67　大阪合同庁舎　第2号館　8階
大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課
電話　：　06－6949－6494
FAX　：　06－6946－6465

（29．3）